

横手市建設工事等入札参加者指名停止基準(平成17年横手市告示第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、横手市建設工事等入札制度実施要綱(平成17年横手市告示第12号。以下「要綱」という。)第6条の規定による指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、名簿登載者(要綱第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は名簿登載者を構成員とする共同企業体(以下「有資格業者」という。)が別表第1又は別表第2の措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて期間を定め、当該有資格業者の指名を停止することができるものとする。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

2 契約審査会(横手市契約規則(平成17年横手市規則第58号)第5条に規定するものをいう。以下同じ。)は、市長が前項の規定による指名停止をしたときは、当該指名停止に係る有資格業者を工事の請負契約業者に選定してはならない。

(下請負人及び共同企業体における指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定による指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人の指名停止を併せ行うことができるものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による共同企業体の指名停止を行うときは、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)の指名停止を行うことができるものとする。

3 市長は、前条の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体があったときは、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の指名停止を行うことができるものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表第1又は別表第2の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表第1又は別表第2各項に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第1又は別表第2の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、別表第1又は別表第2の措置要件に該当したとき。

(2) 別表第2第1項から第4項まで又は第5項から第8項までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第4項まで又は第5項から第8項までの措置要件に該当したとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格業者に情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、別表第1又は別表第2及び前2項の規定による指名停止の期間の短期を当該短期の2分の1以上で別に定めることができる。

4 市長は、有資格業者に極めて悪質な事由があり、及び極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表第1又は別表第2及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を当該長期の2倍以内で別に定めることができる。ただし、指名停止の期間は、2年を越えることができない。

5 市長は、指名を停止されている有資格業者に情状酌量すべき特例の事由又は極めて悪質な事由があると認めるときは、別表第1又は別表第2及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名を停止されている有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかであると認めるときは、当該有資格業者の指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当するときは、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合において、有資格業者が、当該談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき。

(2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格業者(役員及び使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決、競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項の規定による公正を害すべき行為をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項の規定に基づく談合をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反、競売等妨害又は談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

(3) 別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者に独占禁止法第7条の3各項目(第7条の9第3項又は第4項)において読み替えて準用する場合を含む。)のいずれかの規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に規定する各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は入札談合等関与行為があったことが明らかとなった場合において、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に当該入札談合等関与行為に係る悪質な事由があるとき(前3号に掲げる場合を除く。)

(5) 市又は他の公共機関の職員が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に当該職員の容疑に係る悪質な事由があるとき(第1号又は第2号に掲げる場合を除く。)

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項及び第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の制限)

第7条 市長は、指名を停止されている有資格業者を随意契約の業者に選定してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、指名を停止されている有資格業者が、工事の一部を下請し、若しくは受託し、又は工事の完成保証人となることを承認してはならない。

2 市長は、指名を停止されている有資格業者が工事の一部を下請し、又は受託しないように工事の請負人に対して注意を喚起するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(委託業務等の請負)

第10条 この告示は、委託業務及び物品及び役務の提供の請負人について準用する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか指名停止に係る重要な事項は、契約審査会において決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以後に新規に工事概要書を公開する案件又は新規に有資格業者を指名する案件から適用し、同日前に工事概要書を公表し、又は有資格業者を指名した案件については、なお従前の例による。

(横手市建設工事等入札制度実施要綱の一部改正)

3 横手市建設工事等入札制度実施要綱の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成29年5月24日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以後に新規に一般競争入札等に付そうとする案件又は新規に有資格業者を指名する案件から適用し、同日前に一般競争入札等に付し、又は有資格業者を指名した案件については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日告示第37号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第68号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

横手市において生じた事故等に基づく措置基準

| 措置要件 | | 期間 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 | 虚偽記載 横手市が発注した工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1月以上12月以内 |
| 2 | 過失による粗雑工事 横手市が発注した建設工事(以下「市工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。) | 当該認定をした日から1月以上6月以内 |
| 3 | 契約違反 前項に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1月以上4月以内 |
| 4 | 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から1月以上9月以内 |
| 5 | 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 | 当該認定をした日から1月以上6月以内 |

別表第2(第2条、第4条関係)

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

| 措置要件 | | 期間 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 | 贈賄 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人(以下「役員等」という。)が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から12月以上24月以内 |
| 2 | 役員等が県内又は県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から12月以上24月以内 |
| 3 | 独占禁止法違反行為 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から12月以上24月以内 |
| 4 | 横手市と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から12月以上24月以内 |
| 5 | 競売入札妨害及び談合 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次項に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は公訴を知った日から12月以上24月以内 |
| 6 | 横手市と締結した請負契約に係る工事に関し、役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から12月以上24月以内 |
| 7 | 建設業法違反 横手市が発注した工事に関し、役員等が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から4月以上12月以内 |
| 8 | 役員等が建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から1月以上9月以内 |
| 9 | 廃棄物処理法違反 横手市が発注した工事に関し、役員等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から6月以上12月以内 |
| 10 | 工事の施工に関し、役員等が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から2月以上9月以内 |
| 11 | 暴力的不法行為等 役員等が暴力団との関係が認められるとき、又は業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。 | 逮捕又は公訴を知った日若しくは当該認定をした日から6月以上18月以内 |
| 12 | 不正又は不誠実な行為 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1月以上9月以内 |
| 13 | 前項に掲げる場合のほか、代表役員が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1月以上9月以内 |